

補助金を申請するには以下の書類が必要です。

《初めて申請される方》

- 1 交付申請書（別記第1号様式）
- 2 申請者明細書（別記第2号様式）
- 3 購入内容明細書（別記第3号様式）
- 4 誓約書（別記第4号様式）

1～4の記入方法については、別紙「申請書の書き方」を参照してください。

- 5 飲食店営業許可または喫茶店営業許可（写）
- 6 通帳の写し

見開きページの部分をコピーしてください
※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分

- 7 直近の確定申告書（写）

個人事業主の場合：確定申告書の別表1 + 別表2 ※
法人の場合：確定申告書の別表1 ※
E-Tax 申請の場合：確定申告書の別表1 +
（メール受付詳細 or 電子申告完了報告書）
※税務署の受付印又は受付番号のあるものを提出してください。
（E-Tax の場合は必要ありません）
※受付印又は受付番号がない場合は、県税の納税証明書（税額証明）等の提出に代えてください。（納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談下さい。）

- 8 身分を証明する書類の写し

※個人事業主の方のみ提出する必要があります。
（パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等）

- 9 購入した遮蔽物の写真

県の補助金を受けたとわかる表示されている写真を撮影してください。
※購入商品すべての写真は必要ありません。素材がわかる程度で種類ごとに1枚撮影してください。

- 10 購入日時、金額等がわかる書類の写し

次のいずれかを添付してください
・レシート
・領収書 + 請求書等の明細がわかるもの
・クレジットカード or キャッシュレス決済の利用明細等

- 11 購入した遮蔽物の設置の様子がわかる写真
- 12 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真

※本補助金申請の目に提出いただく県税の納税証明書については、納税証明書の交付請求時に申し出ていただくことにより、当該手数料の免除が受けられます。

【重要】

添付書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒塗りして提出してください。

《 2 回目の申請時（前期に申請済みであり後期にも申請する方） 》

- 1 交付申請書（別記第 1 号様式）
- 2 購入内容明細書（別記第 3 号様式）
- 3 誓約書（別記第 4 号様式）

1～3の記入方法については、
別紙「申請書の書き方」を参照
してください。

- 4 購入した遮蔽物の写真

県の補助金を受けたとわかる表示されている写真を撮影してください。
※購入商品すべての写真は必要ありません。素材がわかる程度で種類ごとに1枚
撮影してください。

- 5 購入日時、金額等がわかる書類の写し

次のいずれかを添付してください

- ・レシート
- ・領収書 + 請求書等の明細がわかるもの
- ・クレジットカード or キャッシュレス決済の利用明細等

- 6 購入した遮蔽物の設置の様子がわかる写真

※2回目の申請時には、初回申請時から提出書類の一部を省略できますが、
以下に該当する場合は、省略できない場合がありますのでご注意ください。

《前期に申請していない店舗分を含む申請の場合》

新規開店や、前期申請後に新しくアクリル板等を購入した場合などにより、前期申請時に申請していない店舗分を含む申請を行う場合、その店舗については、飲食店営業許可または喫茶店営業許可(写)の提出が必要です。

《前期申請時と支払い口座が異なる場合》

口座情報に変更がある場合、

- ・申請者明細書(別記第2号様式)
- ・通帳の写し

の提出が必要です。

【重要】

添付書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、黒塗りして提出
してください。